

(情報)「高プロ」成立について

①高プロ制に13の付帯決議／参院厚生労働委員会／法律の欠陥、浮き彫りに

180703 連合通信・隔日版

6月29日に成立した働き方改革関連法には47項目もの付帯決議がついた。焦点の高度プロフェSSIONAL制度（高プロ制）については13項目ある。制度の根幹に関わる指摘をはじめ、監督指導の徹底を求める記述が多くを占めるなど、皮肉にも法律の欠陥をあぶり出す内容となっている。

付帯決議の内訳は、労働時間関連が15、高プロ制が13、不合理な格差の禁止が6、裁量労働制が2、その他が11。集中的に審議された高プロ制が多くを占め、悪用の防止を強く危惧する内容となっている。

高プロ制をめぐるのは制度設計の根幹が曖昧なまま成立させられたという事情が付帯決議の内容に反映している。特徴的なのが「業務命令や指示を行ってはならないこと」「裁量を奪うような成果や業務量の要求や納期の設定を行ってはならないこと」を省令で定めるというもの。「自由に働ける」という触れ込みなのだから、本来なら法律の条文のど真ん中に書かれるべき項目だ。

「対象業務を限定列挙する」「年収要件を労政審で真摯（しんし）に検討」とも。

どんな人が対象になるかさえ不明なままの成立だったことが表れている。

特に目を引くのが、「必要な監督指導を行うこと」「監督指導の徹底を」と、制度を危険視する内容の多さ。労働基準監督行政がパンクしそうな勢いである。

付帯決議は与党と国民民主党などで策定された。立憲民主党などは加わっていない。

●手ごころを加える？

決議には、監督指導の徹底とは逆に、労働行政機関の対応について、中小企業への「必要な配慮」を求める項目も入った。監督指導に手加減を求めているとも読める内容だ。自党内の議論の反映とみられる。与党と維新が策定した衆議院の付帯決議では、高プロ制について「改正法施行後、速やかに実態把握を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること」との一文を添えている。元々経済界が主張していた年収要件は400万円。

先送りされた裁量労働制の適用拡大と併せて、高プロ制の適用要件の緩和が検討される可能性を指摘する声もある。

②「決して諦めない」／過労死遺族ら／高プロ制成立を受け会見

連合通信・隔日版

労働時間規制を全て外す高度プロフェッショナル制（高プロ制）を含む「働き方改革」関連法案が参院で成立した直後、過労死遺族らが会見を開いた。全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表は「過労死等防止対策推進法とは真逆の法律の成立を目の当たりにするのは残念でならない」と悔しさをにじませるとともに、「決して諦めない」と警鐘を鳴らし続ける決意を語った。

●「これが日本の姿だ」

会見には遺族らが黒い服装で臨んだ。「亡くなった家族と一緒にいるとの思いを込めた」と、小児科医の夫を亡くした中原のり子さん。NHK記者だった娘のジャケットを着て会見に出席した佐戸恵美子さんは「母の思いが届かず、無念でならない」と声を振り絞った。

遺族らは通常国会の傍聴を続け、安倍晋三首相への面会を求めた。だが、願いはかなわず、法案は多くの不備と疑問を残したまま数の力で採決された。

広告最大手「電通」入社後に過労自死に追い込まれた高橋まつりさんの母、幸美さんは「可決の瞬間、心の中で娘に話しかけていました。『まつり、これが日本の姿だ。あなたを追い詰めた日本の姿だ』。命を失うことの無念さ、残された家族の地獄の苦しみ、そのことを考えてほしい」。

中原さんは「安倍首相は昨年2月に高橋幸美さんに『過労死をなくす』と約束したが、守れなかったということ。だから、私たち過労死家族の面会要請を拒否した」と、首相の冷たい姿勢に苦言を呈した。

管理職だった夫を亡くした渡辺しのぶさんは「まじめで責任感の強い人が過労死に追い込まれる。過労死の遺児をこれ以上増やしてはならない。高プロ制を廃止に追い込む活動をしていかなければならない」と語った。

③インタビュー／「高プロ制使わせない運動を」／棗一郎日本労働弁護団幹事長

連合通信・隔日版

労働時間の規制を外す高度プロフェッショナル制度（高プロ制）を含む「働き方」関連法が6月29日に成立した。高プロ制を導入させないため、労働者や労働組合はどう備えればいいのか。日本労働弁護団の棗一郎幹事長に聞いた。

一長時間労働や過労死の危険が払拭（ふっしょく）されないまま法律が成立してしまいました

「成果で評価する制度」「労働者のニーズに基づいている」など、高プロ制に対する政府の説明がでっち上げだったことは国会質疑の中で明らかになった。今後も広く高プロ制の危険や欠陥を告発していく必要がある。採決にあたり47もの付帯決議がついた。法案の欠陥が多いということを示している。これは2016年の派遣法改正と同じだ。付帯決議に書かれた内容は法律の条文に書かれていない限り、法的な効力を持つことはなく、企業側を拘束することはできない。次の法改正の足掛かりになることはあるが、「ないよりはまし」といった程度のもの。労災認定を争う裁判などでは役に立たない。

一今後、どんな運動が必要ですか？

運動としてはまず、高プロ制を使わせないようにする取り組みが必要だ。省令などを審議する労働政策審議会では高プロ制をなるべく使いづらい制度にする内容を省令に盛り込んでいくよう働きかける。年収要件や専門業務など、対象を広げさせないよう具体的な範囲を省令に書き込むことが重要だ。関連法として束ねられたパートタイム労働法の改正については、国会で議論を詰められなかった。これについても労政審で同一労働同一賃金を実現するための議論を促していく。

一労働組合の役割は？

高プロ制を企業に導入させないため、高プロ制対応マニュアルを労働弁護団で作成する予定だ。まずは労働組合の側が高プロ制を導入させないよう、マニュアルをもとに労使間の取り決めを行ってほしい。喫緊の課題だ。今回、裁量労働制の対象範囲拡大は見送られたが、経団連はすでに拡大を図る法案提出を求めている。安倍総裁が3選されれば、裁量労働制の拡大は狙われ続ける。来年の国会を待たず、臨時国会で再び提出される可能性もある。今から反対運動を準備する必要がある。労働運動の力量が問われる場面がすぐに来る。

.....
コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク事務局（発行責任者：岡本）
136-0071 江東区亀戸 7-8-9 松甚ビル 2F 下町ユニオン内
TEL：03-3638-3369 FAX：03-5626-2423 E-mail：shtmch@ybb.ne.jp
.....